

【別表 1】

にかほ市国土強靱化地域計画
脆弱性評価結果

目 次

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1
1-1 地震等による建物・交通施設等（1-2 の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	2
1-3 大規模津波等による多数の死者の発生	2
1-4 集中豪雨 や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	3
1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	4
1-6 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	5
1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	5
1-8 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	6
目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	7
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	7
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	8
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	8
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	9
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	9
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	10
目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	11
3-1 市の内外の行政機関・支援機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	11
3-2 小中学校の再開判断の遅れや校舎被災等による義務教育の停滞	12
目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	12
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	12

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	12
目標 5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない.....	13
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞.....	13
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	13
5-3	重要な産業施設、研究施設の損壊、火災、爆発等.....	13
5-4	基幹的交通ネットワーク（陸上）の機能停止	14
5-5	食料等の安定供給の停滞.....	14
目標 6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	15
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスのサプライチェーンの機能停止	15
6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止	15
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	16
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	16
6-5	電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	17
目標 7	制御不能な二次災害を発生させない.....	17
7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	17
7-2	有害物質の大規模拡散・流出.....	18
7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	18
7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	19
目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する.....	19

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 19
- 8-2 道路路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態..... 19
- 8-3 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 19

目標 9 大規模自然災害が発生しても、自治組織、自主防災組織、消防団等が迅速に対応し地域自治が維持される..... 20

- 9-1 自治組織役員、自主防災組織役員、消防団等の応急活動の人員不足により、発災時の避難誘導、避難所開設等の初動対応が困難となる事態..... 20
- 9-2 自治組織役員、自主防災組織役員、消防団員等が災害対応において危険にさらされてしまう事態 20
- 9-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 21

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
住宅・建築物等の耐震化の促進 ○市内の住宅や不特定多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率は、未だに高いものとは言えず、耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する必要がある。 ○市内の防災拠点施設の耐震化を一層促進する必要がある。	建設課 防災課
公営住宅の長寿命化の促進 ○市営住宅については、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕、改善等に努め、老朽化対策を図る必要がある。	建設課
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進 ○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。	建設課
緊急輸送道路等の整備 ○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国、県との連携を行い、緊急輸送道路等の落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を図る必要がある。	建設課
空き家対策 ○大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や周辺住宅への被害、火災発生などを防止するため、県や民間組織等と連携して総合的な空き家対策を推進する必要がある。	生活環境課
家具の転倒防止対策の推進 ○近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。	防災課
避難路・防災拠点施設の整備 ○災害時における避難路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備が必要である。	防災課
大規模盛土造成地対策の推進 ○地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供していく必要がある。	建設課
避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進 ○高齢者、障がい者等の要支援者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所の指定に向けた取り組みを一層促進する必要がある。 ○避難所の機能強化のため、建物の耐震改修等が行われているが、良好な避難所環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。	福祉課 長寿支援課 まちづくり推進課 教育総務課 各公民館 防災課
避難路沿道のブロック塀等の耐震化の促進 ○避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道の	防災課 建設課

ブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。	
防災資機材の内容充実と防災資機材庫の機能拡充 ○災害発生の避難所生活において、避難住民の健康的な避難生活が図られるよう防災資機材の内容及び一定の数量確保と、日常において機能的かつ衛生的に資機材保管が図られる防災資機材庫の充実を図る必要がある。	防災課
住宅用火災報知機の設置 ○住宅用火災報知機の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、設置促進を図る必要がある。	消防本部
【現状指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率 ・公共特定施設の耐震化率 ・学校施設の耐震化率 ・空き家棟数 ・住宅用火災報知機の設置率 	

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
庁舎等の耐震化・維持管理等の推進 ○象潟庁舎、金浦庁舎、仁賀保庁舎及び社会福祉施設等の不特定多数が集まる市有施設については、耐震改修がなされている。これまでも施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取り組みを進めてきたが、今後は、市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。	各施設管理部署
学校の耐震化 ○学校施設の耐震化改修はなされている。今後は、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。	教育総務課
社会福祉施設等の耐震化 ○社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある。	長寿支援課
指定文化財・史跡の耐震化 ○国指定文化財は、建築基準法の適用から除外され、県・市指定文化財は同法適用除外の対象になり得るものではあるが、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する必要がある。	文化財保護課
【現状指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎耐震性能 ・公共施設、学校の耐震化率 ・社会福祉施設の耐震化率 	

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生	
津波ハザードマップ・津波避難体制の整備 ○市は、県が設定・公表した津波浸水想定結果に基づく「津波ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難の場所・方向等を周知する必要がある。 ○日本海中部沖地震の津波被害の5月26日「県民防災の日」に津波避難訓練や防災教育等を実施し、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る必要がある。	防災課
津波避難計画の策定 ○市は、平常時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達	防災課

方法等を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。	
津波避難対策の推進 ○津波からの避難を確実にを行うため、道路情報板による津波情報の提供や津波浸水の海拔表示板等の設置を進める必要がある。また、道路からあるいは道路への避難を行えるようにすることで、避難をより確実なものとする必要がある。 ○津波浸水区域より高い場所に津波避難場所を整備する必要がある。また、夜間の避難も想定し、ソーラー街灯も合わせて整備する必要がある。	防災課
海岸保全施設の整備・管理 ○建設海岸における海岸保全施設は、浸食の著しい海岸を優先的に整備する必要がある。 ○漁港における海岸保全施設は、地震・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、優先順位を決めて維持補修等の対策をする必要がある。	建設課 農林水産課
堤防等の耐震化の推進 ○津波遡上の可能性がある河川について、現況調査・検討のうえ堤防の嵩上げや耐震化等の対策を推進する必要がある。	建設課
【現状指標】 ・津波ハザードマップの作成 平成 26 年作成 ・津波避難計画の策定 ・海岸保全施設の老朽化対策	

1-4 集中豪雨 や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
洪水ハザードマップの作成 ○洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップについて、各河川管理者で公表する浸水想定区域図に基づきながら、市民と協力し洪水ハザードマップの作成をする必要がある。	防災課
避難勧告等の具体的な発令基準の策定 ○洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を予めマニュアルとして策定しているが、状況の変化に応じて見直しを行っていく必要がある。	防災課
迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化 ○洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を観測施設の機能強化等を図る必要がある。また、観測データを市民へ発信する体制や機能の強化を図る必要がある。	防災課
タイムラインの運用 ○災害発生の事前予測がある程度可能な台風及び洪水予報河川等について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る必要がある。	消防署 防災課
治水対策の増進 ○洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施しており、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。 ○近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増している。このため、河川改修などを行うなど、治水効果の早期発現を図る必要がある。	建設課
河川管理施設の維持管理 ○河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。	建設課
内水浸水対策の促進 ○近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾	建設課

<p>瀬のリスクが増大している。過去に冠水被害のあった箇所から優先的に対策を進める必要がある。</p>	
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定 ・洪水ハザードマップ策定 ・市間管理河川整備率 	

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
<p>火山噴火に対する警戒避難体制の整備</p> <p>○鳥海山の火山活動の状況については、気象庁などが設置する地震計などの観測機器により 24 時間体制で観測・監視がなされているが、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう体制の強化が必要である。</p> <p>○平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。</p> <p>○観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。</p> <p>○気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報及び火山の状況に関する解説情報」は、県の総合防災情報システムを通じて即時に市に伝達され、市は、この情報を住民や登山客等が把握しやすい避難小屋や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線・サイレン・緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段を構築する必要がある。</p>	<p>防災課 観光課</p>
<p>火山防災協議会による火山災害対策</p> <p>○火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「鳥海山火山防災協議会」を設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。</p>	<p>防災課</p>
<p>火山ハザードマップの作成</p> <p>○火山防災協議会では、鳥海山が噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」を作成する必要がある、ハザードマップは作成済みである。</p>	<p>防災課</p>
<p>土砂災害に対する警戒避難体制の整備</p> <p>○土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練などを行い、警戒避難体制を整備する必要がある。</p>	<p>防災課</p>
<p>土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定</p> <p>○土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を予め策定しているが、災害時には発令基準に基づき適切に対処する必要がある。</p>	<p>防災課</p>
<p>土砂災害ハザードマップの作成・周知</p> <p>○土砂災害防止法に基づく 土砂災害危険区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所等を周知する必要がある。</p>	<p>防災課</p>
<p>治山施設等の土砂災害対策の推進</p> <p>○治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を県と連携して進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。</p>	<p>農林水産課</p>
<p>砂防施設の整備・維持管理の推進</p> <p>○土砂災害から生命と財産を守るための砂防施設の整備については、県が砂防堰堤や流木止めなどの設置を計画的に進めている。引き続き、県と連携して、砂防施設の新たな整備箇所の調整を行う。必要がある</p> <p>○県とともに、砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応しコスト縮減を念頭に、既</p>	<p>建設課 農林水産課</p>

存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕の実施に向けた調整を図る必要がある。	
土砂災害による住宅被害の軽減 ○土砂災害による住宅被害を軽減するため、土砂災害特別警戒区域等に所在する住宅の移転を推進する必要がある。	建設課 防災課
【現状指標】 ・鳥海山火山ハザードマップの作成 ・噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 ・土砂災害ハザードマップの作成 ・避難勧告等の判断・伝達 マニュアルの策定	

1-6 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	
道路の防雪施設の整備 ○各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。	建設課
暴風雪時における的確な道路管理の推進 ○暴風雪時において、情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路警戒により、早期に交通路を確保する必要がある。	建設課
道路の除雪体制の確保 ○各道路管理者（国、県、市）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。	建設課
雪下ろし事故を防止するための注意喚起 ○市内では、雪下ろしを行う事例は稀であるが、雪下ろしを行って際の転落事故が発生した場合、死傷事故に至ることがある。積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。	防災課
豪雪災害時の災害救助法の適用 ○豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、県から災害救助法の適用を受け豪雪災害への対応を図る必要がある。	防災課
【現状指標】 ・除雪計画の策定 毎年	

1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
災害時における行政機関相互の通信手段の確保 ○大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを保有しているが、機器の取り扱いなど操作訓練が必要である。	防災課
災害時における住民への情報伝達の強化 ○災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、保守管理等で機能維持を図る必要がある。 ○災害時の住民への情報伝達手段として、登録制メールなど多様化が進められている。今後は、SNS等による効果的な情報伝達手段の構築等を促す必要がある。 ○多様な情報伝達手段の確保と合わせて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯	防災課

等を考慮した情報伝達手段の整備を図る必要がある。	
迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化 ○豪雨発生の際などに、避難や水防活動等の迅速な対応がとれるよう、河川の水位や気象情報等を的確に住民に向けて発信するため、「河川砂防情報システム」の機能強化を図るとともに、量水計の設置等の設置について県と連携し推進していく必要がある。	防災課
避難勧告等の発令基準等の策定 ○市は、国のガイドラインを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定する必要がある。	防災課
災害時の要配慮者支援の促進 ○避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。	防災課 福祉課
【現状指標】 ・秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施 ・Jアラート自動起動措置の整備 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 ・要支援者システムの構築・更新	

1-8 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	
自主防災組織の育成強化 ○災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、本市における活性化をさらに促進する必要がある。 ○災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する必要がある。また、地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性や若者の意見を取り入れる必要がある。	防災課
自主防災アドバイザーの派遣 ○市は、「秋田県自主防災アドバイザー」から、町内 会や自主防災組織等が行う自主防災活動に対して、助言等をいただくよう連絡調整に努める必要がある。	防災課
防災訓練の充実 ○災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。	防災課
防災教育の充実 ○地域や事業所における防災意識の向上のため、市ホームページなどで防災 知識の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。 ○地域や町内会などからの「防災出前講座」開催要請に応じ、防災教育を行う必要がある。 ○児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を進める必要がある。	防災課 学校教育課
【現状指標】 ・自主防災組織率 ・自主防災アドバイザーの派遣回数 ・防災出前講座の開催回数 ・防災訓練等を実施する学校の割合	

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
食料等の備蓄 ○家庭における備蓄については、市民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。 ○市における備蓄については、ローリングストック方式で随時2日分の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	防災課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備 ○大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。 ○大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」を策定する必要がある。 ○市は、災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。 ○大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、整備を進める必要がある。 ○救援物資が必要となる大規模災害時には、それぞれ救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点を開設するため、候補施設を予め指定しておく必要がある。 ○大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう体制の準備が必要である。	防災課
水道施設（配水池・管路）の耐震化、老朽化対策の促進 ○水道施設の耐震化率は、基幹管路が低くなっており、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。	上下水道課
応急給水体制などの整備 ○給水拠点の確保のための医療施設、避難所等の重要施設へ配水経路の優先的な耐震化を図る。速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。	上下水道課
緊急輸送道路等の確保 ○被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。	建設課
災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備 ○NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取り組みを促進する必要がある。	防災課
【現状指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同備蓄物資の目標達成 ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結 ・ 災害時における救援物資輸送等の協定 ・ 市内の公共施設を物資集積拠点として指定 	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保 ○孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備の整備する必要がある。 ○孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所を確保する必要がある。 ○孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」）を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む必要がある。	防災課
治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進 ○治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。	農林水産課
孤立集落接続路線の確保 ○被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落への接続路線における落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。	建設課
自家発電機など 電力の確保 ○孤立するおそれのある地区に、自家発電機機などの配備を進める必要がある。	防災課
緊急物資の備蓄 ○孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。	防災課
【現状指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険渓流整備率 ・急傾斜地崩壊危険箇所整備率 ・橋梁長寿命化修繕計画進捗率 ・自主防災組織と連携し、自家発電機及び備蓄品の計画的な配備 	

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
自衛隊・警察等との連携強化 ○災害時の広域支援及びNBC災害などの活動支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊・警察等と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。	防災課 消防本部
消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○消防署施設の耐震化、非常用発電機の設置は完了しており、消防車両の計画的な更新など、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する必要がある。	消防本部
大規模災害時の消防力の確保 ○大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「緊急消防援助隊受援計画」を策定する必要がある。	消防本部
緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止 ○他県で発生する大規模災害時に緊急消防援助隊を派遣することになった場合、市内の災害に対応すべき消防力の低下が懸念される。このため、定期的な訓練の実施や秋田県隊派遣時における管内及び県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性を確保する必要がある。	消防本部
消防団の加入促進と技術力向上 ○社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行	消防本部

<p>い、加入促進を図る必要がある。</p> <p>○地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校が消防団員を対象とした教育訓練の受講を促進する必要がある。</p> <p>○津波災害時に消防団が安全に活動できるよう、市は「消防団地震津波行動マニュアル」を策定の必要がある。</p>	
<p>自主防災組織の育成強化</p> <p>○災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、更なる組織化を促進する必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の組織化と活動の活性化をより一層促進する必要がある。</p>	防災課
<p>広域防災拠点の整備</p> <p>○大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。</p>	防災課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員数の条例定数充足率 ・津波災害時の消防団 地震津波行動 マニュアル の 策定済み 	

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
<p>緊急車両、医療機関等に供給する燃料の確保</p> <p>○災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や医療機関等への燃料供給が滞らないように、関係団体と協定を締結する必要がある。</p> <p>○災害時において、救助・救急等にあたる緊急車両や医療機関等へ供給する燃料を確保するため、石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や医療機関等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法を確認する必要がある。また、石油関係団体以外の燃料供給事業者とも同様の取り扱いを進める必要がある。</p>	消防署 防災課 総務課 健康推進課
<p>医療機関での非常時対応体制の整備</p> <p>○災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、医療機関の要請に備えて自家発電等の燃料供給体制を、供給先との災害協定を締結することにより、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。</p>	防災課 健康推進課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の自家発電機整備率 	

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
<p>医療機関の耐震化</p> <p>○災害時の医療救護活動にあたる医療施設の耐震性を確保する必要がある。</p>	健康推進課
<p>災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備</p> <p>○災害時に必要となる医薬品・医療機器の流通備蓄を行う必要がある。</p>	健康推進課
<p>ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実</p> <p>○ドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保、将来を見据えた搭乗医師等の確保、ドクターヘリを導入している隣県との広域連携を推進する必要がある。</p>	消防本部 健康推進課
<p>災害医療コーディネート活動による医療支援の推進</p>	健康推進

○地域医療コーディネートの役割分担等のガイドラインに従い、県、地区医師会、病院、消防機関など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る必要がある。災害応援を受け入れる際の受け入れ体制マニュアルを整備する必要がある。	課
周産期医療体制の整備 ○災害発生時における妊婦や乳幼児の避難所確保、健康管理、医療提供体制の確立に向けた周産期医療提供体制を整備する必要がある。	健康推進課
災害医療における医療機関との連携強化 ○災害時での体系的な災害時医療提供体制の連携強化を図るため、地区医師会、医療機関など関係機関と研修会を開催しながら役割分担の明確化を図る必要がある。	健康推進課
社会福祉施設等における食糧等の調達 ○高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。	長寿支援課 福祉課
災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備 ○各社会福祉施設の防災対策について、適切な指導・助言が不十分なために被害が拡大する恐れがあるので、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う必要がある。	長寿支援課 福祉課
緊急輸送道路等の確保 ○被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。	建設課
【現状指標】 ・業務継続計画（BCP）の策定	

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
防疫対策の推進 ○災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平常時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平常時から定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。 ○避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分するなど、生活空間の衛生を確保に関する公衆衛生活動を避難所開設後に担う必要がある。 ○災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、感染症を担当する保健所との連携を図る必要がある。	健康推進課 防災課
新型インフルエンザ等感染症の感染防止 ○新型インフルエンザ等感染症の感染がみられる場合においても、災害が発生することはある。その際に感染症の感染拡大に陥るおそれがあり、感染防止を図る必要がある。 ○市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、感染防止に努める必要がある。 ○感染防止のため、密閉、密集、密接の3密を回避し、マスクの着用、うがい、手洗い、アルコール消毒などの防止策を励行する必要がある。 ○避難所においては、感染者専用のスペースや導線を確保するなど、健常者との接触を避けるようにする必要がある。 ○感染者などの対処は、保健所の指導のもとに行う必要がある。	健康推進課 防災課
防疫活動	

○感染症が発生した場合、汚染場所の消毒・防疫作業を行う必要が生じ、防疫資器材を備蓄しておく必要がある。	
【現状指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・市新型インフルエンザ等行動計画の策定 ・市防疫計画の策定 ・消毒、防疫資器材の備蓄 	

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市の内外の行政機関・支援機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
庁舎機能の維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○象潟庁舎は、耐震基準を満たし、金浦庁舎・仁賀保庁舎は、耐震改修がなされており、大規模な地震発生時には防災活動拠点施設としての機能を確保する必要がある。また、これまで施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取り組みを進めてきたが、今後は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化と計画的に維持管理・更新を行う必要がある。 ○消防署は、耐震基準を満たしているが、今後は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。 	総務課 消防本部
市の業務継続に必要な体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「市業務継続計画」を策定しており、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。 ○新型インフルエンザ等感染症の感染拡大時により勤務できない市職員が増加した場合においても、市民生活に密着する行政サービスなどを維持するため、「市新型インフルエンザ等業務継続計画」を策定しており、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。 	防災課
IT部門における業務継続体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（情報システムの業務継続計画）を策定する必要がある。また、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。 ○災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用などを検討していく必要がある。 	まちづくり推進課
大規模災害時における広域連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内外の市町と相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める必要がある。 	防災課 消防本部
災害時における行政機関相互の通信手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを保有しているが、今後、支障が出ないよう適正な時期に更新していく必要がある。 	防災課
緊急車両、医療機関等に供給する燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や医療機関等への燃料供給が滞ら 	消防署 防災課

<p>ないように、関係団体と協定を締結する必要がある。</p> <p>○災害時において、救助・救急等に当たる緊急車両や医療機関等へ供給する燃料を確保するため、石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や医療機関等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法を確認する必要がある。また、石油関係団体以外の燃料供給事業者とも同様の取り扱いを進める必要がある。</p>	総務課 健康推進課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎耐震性能 ・公共施設等管理計画の策定 ・業務継続計画の策定 	

3-2 小中学校の再開判断の遅れや校舎被災等による義務教育の停滞	
<p>義務教育の早期再開</p> <p>○被災のレベルにより使用できる学校施設に制約が生じるため、被災に応じた授業体制をあらかじめ想定しておく必要がある。</p> <p>○児童生徒、教職員等の安否情報や通学の可否を確認し、集約する体制を確認しておく必要がある。</p> <p>○授業等が円滑に再開できるようにするため、被災後の児童生徒及び教職員のケアを実施できる体制を構築しておく必要がある。</p> <p>○児童生徒の安全を確保するため、校舎内、通学路、スクールバス運行経路上の危険箇所を点検し、関係機関と連携し修繕等の必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>○被災時の児童生徒の給食需要に応じた供給ができるよう、メニュー等を含めあらかじめ対応方法を検討しておく必要がある。</p>	学校教育課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険箇所数調査 	

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
<p>情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備</p> <p>○災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p>	防災課
<p>災害時における行政機関相互の通信手段の確保</p> <p>○大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、今後、支障が出ないよう適正な時期に更新していく必要がある。</p>	防災課 消防本部

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
<p>災害情報伝達手段の確保</p> <p>○テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。</p>	防災課
<p>災害時における住民等への情報伝達体制の強化</p> <p>○災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等における業務継続計画や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた</p>	防災課

<p>訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p> <p>○災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線の維持管理に努める必要がある。</p>	
<p>自主防災組織の育成強化</p> <p>○災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、更なる組織化を促進する必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の組織化と活動の活性化をより一層促進する必要がある。</p>	防災課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の組織率 	

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞	
<p>企業の事業継続計画の策定促進</p> <p>○災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業における事業継続計画策定を促進する必要がある。</p>	商工政策課
<p>リスク分散を重視した企業誘致等の推進</p> <p>○経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取り組みを推進する必要がある。</p>	商工政策課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の業務継続計画の策定 ・企業誘致実績 	

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
<p>エネルギー供給事業者との連絡強化</p> <p>○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。</p>	商工政策課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市総合防災訓練の実施 	

5-3 重要な産業施設、研究施設の損壊、火災、爆発等	
<p>危険物施設の防災体制の充実強化</p> <p>○これまでの危険物施設災害により得られた知見等を踏まえ、災害による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から危険物施設等防災計画を見直すなど、防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。</p> <p>○関係機関と連携して実地訓練を実施しているが、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する必要がある。</p>	商工政策課 消防本部

【現状指標】

- ・企業の防災訓練実施実績

5-4 基幹的交通ネットワーク（陸上）の機能停止

高速道路等の整備

- 日本海沿岸東北自動車道は、山形県境に繋がる区間の整備が進められている。山形県へ通じる幹線道路は、国道7号だけであることから、早期の開通を要望する必要がある。
- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側の「縦軸」幹線道路等を整備する必要があるため、県と連携して国等への要望を強化する必要がある。

総合政策課

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

建設課

羽越本線の高速化の整備

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた高速交通ネットワークの基軸として期待され、日本海国土軸の形成を図る羽越本線高速化の整備を早期に実現する必要がある。

総合政策課

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
- 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

まちづくり推進課

【現状指標】

- ・日本海沿岸東北自動車道の整備率
- ・橋梁長寿命化計画進捗率

5-5 食料等の安定供給の停滞

災害時における生鮮食料品の安定供給

- 災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平常時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、小売業者の連携等の対策を講じる必要がある。

商工政策課

食料生産基盤の整備

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

農林水産課

【現状指標】

- ・

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスのサプライチェーンの機能停止	
エネルギー供給事業者との連絡強化 ○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者（電気・石油・ガス）と市との連絡体制を強化する必要がある。	防災課
再生可能エネルギーの導入拡大 ○東日本大震災発生直後から市内全域で停電し、復旧までに3日かかり、住民生活に大きな影響を及ぼした。住民の生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であることから、多様な主体による幅広い取組によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光やバイオマス、中小水力、廃棄物焼却熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制等（エリア供給システム）の再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。	まちづくり推進課
都市ガス供給施設・設備の強化 ○にかほガス（株）では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づきガス供給設備を整備し、耐震性の高いガス導管の使用などガス供給設備の強靱化に取り組んでいく必要がある。 ○にかほガス（株）と災害時における都市ガス供給協定を締結する必要がある。	防災課
【現状指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者との災害業務協定の締結 ・再生可能エネルギーの普及 	

6-2 上下水道や農業用水の長期間にわたる供給停止	
電力供給停止時の水道施設の電源確保 ○水道施設は取送水ポンプ、電気計装設備、消毒設備、遠方監視装置に電源供給が不可欠である。商用電源のため長期停電時でも水道の安定給水を行うために電源確保をする必要がある。	上下水道課
水道施設（配水池・管路）の耐震化、老朽化対策の促進 ○水道施設の耐震化率は高い水準とは言えない状態にある。また、施設の老朽化もあり、老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。	上下水道課
農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。	農林水産課
災害時の応急給水体制などの整備 ○給水拠点の確保のための医療施設、避難所等の重要施設へ配水経路の優先的な耐震化を図る必要がある。速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。	上下水道課
【現状指標】	

・水道施設の耐震化率

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
下水道に係る業務継続計画策定・施設耐震化等の推進 ○下水道（公共下水道・農業集落排水）に係る業務継続計画は、災害時に備え、より実効性のある計画へ洗練する必要がある。また、道路下の管路施設をはじめ、施設の耐震化・老朽化対策は着実に進める必要がある。	上下水道課
汚水処理施設の機能保持・老朽化対策の促進 ○ポンプ施設・処理施設は、状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に進める必要がある。また、非常用エンジンや自家発電機の設置を進め、災害時の汚水処理機能の保持を図る必要がある。	上下水道課
合併浄化槽への転換促進 ○下水道供給区域外においては、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。	生活環境課
【現状指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率 ・下水道施設等のストックマネジメント計画の策定（1期目 R3～7 は策定済み） ・下水道施設等業務継続計画の策定 	

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
鉄道施設の耐震化・防災対策の促進 ○災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた落石防止柵等の整備について調整を図る必要がある。 ○災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保するための調整を図る必要がある。	まちづくり推進課
路線バス等地域公共交通の確保 ○災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。 ○高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するため、日ごろから市営コミュニティバスの維持・確保を図る必要がある。	まちづくり推進課
農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進 ○農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。	農林水産課
災害に強い林道路網等整備の推進 ○災害時の避難や救援等に備えた林道の整備、治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。	農林水産課
高速道路・幹線道路等の整備 ○日本海沿岸東北自動車道は、山形県と接続するための事業中である。また、同路線は、災害時に日本海側の縦軸となる重要な役割を担う緊急輸送道路や避難路等の整備推進、高速道路・防災拠点等へのアクセス機能を有し、整備強化を図る必要がある。 ○幹線道路は国道7号だけとなっていることから、あらゆる災害に対してリダンダンシー機能も考慮した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。	総合政策課

<p>道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進</p> <p>○道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。</p> <p>○橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。</p>	建設課
<p>防災拠点漁港の耐震化</p> <p>○災害時に海路から緊急支援物資等を輸送する防災拠点漁港に金浦漁港を指定しているが、国の耐震設計指針が更新されており、新たな基準に合致した施設強度（最大クラスの地震動に対応した耐震強化岸壁）を確保する必要がある。</p>	農林水産課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸東北自動車道工事進捗率 ・橋梁等の長寿命化計画の策定 	

<p>6-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止</p>	
<p>電話施設・設備の強化</p> <p>○NTT東日本秋田支店では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を進めている。市は、NTTと連携し、指定避難所に特設公衆電話を設置する必要がある。</p>	まちづくり推進課
<p>携帯電話設備の強化</p> <p>○携帯電話事業者は、システムとしての大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化及び通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行う必要がある。</p>	まちづくり推進課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等 への特設公衆電話の設置 	

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

<p>7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p>	
<p>ため池のハザードマップ作成の推進、使用していないため池の廃止</p> <p>○ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。また、使用していないため池については、廃止について、管理者と協議していく必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。</p>	農林水産課
<p>農業用ため池の整備</p> <p>○老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県と連携を取りながら、補修・補強等を進める必要がある。</p>	農林水産課
<p>治山施設等の土砂災害対策の推進</p> <p>○治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防</p>	農林水産課

止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。 ○砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。	
海岸関連施設の老朽化対策 ○県では、海岸関連施設（護岸）の長寿命化計画を平成 30 年度までに策定することとしており、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を推進する必要がある。	農林水産課 建設課
河川関連施設の老朽化対策 ○河川関連施設の長寿命化計画を策定し、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を進める必要がある。	建設課
土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備 ○融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により土砂ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。	防災課
【現状指標】 ・漁港海岸保全施設の長寿命化計画の策定 ・建設海岸保全施設の長寿命化計画の策定 ・ため池ハザードマップの作成	

7-2 有害物質の大規模拡散・流出	
有害物質の拡散・流出防止対策の推進 ○有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。	防災課 商工政策課
危険物施設の耐震化の促進 ○災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。	消防本部
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施 ○化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。	消防署
NBC災害対策用資機材の充実 ○NBC災害時に消防職員の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る必要がある。	消防署
【現状指標】 ・事故対応マニュアルの策定	

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
農地・農業用施設等の保全管理の推進 ○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。	農林水産課
治山施設等の土砂災害対策の推進 ○治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。	農林水産課
【現状指標】 ・	

7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	
風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信 ○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。	防災課

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
災害廃棄物処理計画の策定 ○環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、大規模な災害が発生した際に、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資することを目的に「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。計画の実効性を確保するため、定期的な見直しを行い、持続的な計画とする必要がある。	生活環境課
【現状指標】 ・災害廃棄物処理計画の策定	

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
建設関係団体との連携強化 ○各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。	防災課
復旧・復興を担う人材の育成 ○各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う必要がある。 ○近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。	建設課
復旧・復興に係る専門技術職の派遣 ○国は、橋りょうなど専門技術職員の派遣要請に応じる体制を整えており、復旧・復興に当たり利用を図る必要がある。	建設課
災害ボランティアの受入れ ○市社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する必要がある。	防災課
【現状指標】 ・建設業協会との「災害時の応急対策活動協力に関する協定」締結 ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定	

8-3 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
高速道路・幹線道路等の整備 ○日本海沿岸東北自動車道は、山形県と接続するための事業中である。また、同路	総合政策課

<p>線は、災害時に日本海側の縦軸となる重要な役割を担う緊急輸送道路や避難路等の整備推進、高速道路・防災拠点等へのアクセス機能を有し、整備強化を図る必要がある。</p> <p>○幹線道路は国道7号だけとなっていることから、あらゆる災害に対してリダンダンシー機能も考慮した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。</p>	
<p>羽越本線の高速化の整備</p> <p>○東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認されおり、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた高速交通ネットワークの基軸として期待され、日本海国土軸の形成を図る羽越本線高速化の整備を早期に実現する必要がある。</p>	総合政策課
<p>緊急輸送道路等の確保</p> <p>○被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する必要がある。</p>	建設課
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸東北自動車道の工事進捗率 	

目標9 大規模自然災害が発生しても、自治組織、自主防災組織、消防団等が迅速に対応し地域自治が維持される

<p>9-1 自治組織役員、自主防災組織役員、消防団等の応急活動の人員不足により、発災時の避難誘導、避難所開設等の初動対応が困難となる事態</p>	
<p>広域コミュニティ組織の育成と支援・地域活動拠点となるコミュニティセンターの整備</p> <p>○大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は地域コミュニティが基盤であり、市と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取り組み支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取り組みを通して、平常時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る必要がある。</p>	まちづくり推進課
<p>大規模災害発生に備えた事前対策の充実強化</p> <p>○普段から地域ごとに、消防団と自治会及び自主防災組織が連携して、大規模災害に備えた出火防止や家具などの転倒防止対策の周知推進を図る必要がある。</p> <p>○普段から消防団と自治会及び自主防災組織がコミュニティを通じた連携を強化して、地域における防災訓練等で実動的な訓練の推進を図る必要がある。</p>	防災課 消防本部
<p>【現状指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の組織率 	

<p>9-2 自治組織役員、自主防災組織役員、消防団員等が災害対応において危険にさらされてしまう事態</p>	
<p>避難所開設・運営訓練の実施各種研修会</p> <p>○避難所開設・運営訓練について、より実践的な内容による訓練を実施する必要がある。また、住民の防災に対する意識の醸成を図るため、研修会などを実施する必要がある。</p>	防災課
<p>消防団ポンプ小屋・私立消防団施設の老朽化対策の推進</p> <p>○地域防災の要となる消防団の老朽化したポンプ小屋及び私立消防団のポンプなどの施設の計画的な更新を図る必要がある。</p>	防災課 消防本部
<p>消防団員の確保</p>	消防本部

○社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を働きかけ、地域防災の強化を図る必要がある。	
消防団活動における指揮体制の強化 ○大規模災害時は、地域防災の要となる消防団の活動において、現場活動及び被災状況確認等について有力となる。情報を早期に集約するうえでも、無線等の整備を行い、指揮体制の構築で防災力の強化を図る必要がある。	消防本部
【現状指標】 ・消防団員数 ・自主防災組織の組織率	

9-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
地域コミュニティの維持 ○大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティが基盤であり、市と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取り組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取り組みを通して、平常時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る必要がある。	まちづくり推進課
被災者生活再建支援制度の拡充 ○大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取り組みを進める必要がある。	防災課
【現状指標】 ・自主防災組織の組織率	